

弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金 交付申請等について

★補助対象について

- ・国民スポーツ大会の正式競技若しくは公開競技、または日本スポーツ協会に加盟する団体が行う競技種目のうち、全県的な予選を勝ち進んで出場する大会、若しくは各競技の協会や連盟等からの推薦により出場資格を得た大会。
- ・各競技の協会や連盟とは別に組織された実行委員会等が主催する大会を除く。

★予選及び出場資格について

- ・予選を勝ち進んで東北大会等へ出場する場合、予選要項等、その予選と東北大会等がつながっていることが明記されているものを添付すること。
(※「〇位以上のチームには〇〇東北大会への出場権を与える」など)
- ・県協会からの推薦などにより出場資格を得た場合、推薦書等、出場資格を得たことがわかるものを添付すること。
- ・団体競技については出場登録人数がわかるものを添付すること。

★領収書について

- ・補助対象経費（交通費、宿泊費）の領収書を添付すること。
- ・領収書の宛名を補助事業者名（以下、「団体」という。）または補助対象者名にしてもらうこと。
- ・交付決定通知の日付以前の領収書は不可。

【団体競技等で補助対象者が複数人の場合】（※以下のいずれか）

- ・補助対象者分のみ領収書を添付すること。
- ・団体全体の領収書（保護者分等の金額も入っているもの）に補助対象者分（選手分）の明細もしくは1人分の単価が記されている明細を添付すること。
- ・一人ずつそれぞれの領収書を添付すること。（この場合、必ず補助対象者全員分を添付すること。）

【個人競技等で補助対象者が1人の場合】

- ・補助対象者1人分の領収書を添付すること。
(宿泊費で、家族で一部屋（ツインルーム等）に宿泊するなど、補助対象者分のみ領収書や明細の発行が困難な場合は、領収書に人数を明記すること。人数で割った分を補助対象者分とする。)

※交通費について、ETCを利用した場合は利用証明書でも可とする。

裏面に続く

★会場が大会中に他県に変わる大会の申請について

- 申請の際は、勝ち上がったことを想定した一番遠い会場で申請し、実績報告の際に、実際に行った会場が一番遠い会場で報告し、精査のうえ確定する。

★収支予算について

- 支出部分について、交通費、宿泊費の内訳は摘要欄に必ず明記、それ以外の大会参加料などの補助対象外経費は自由記載。

以上